

令和6年能登半島地震で被災された皆様へ

みなし仮設(賃貸型応急)住宅

民間賃貸住宅(アパート等)を仮設住宅として利用できる制度です。

この制度を利用して、建設される仮設住宅に住み替えることが可能です。

お問い合わせ先

物件(賃貸住宅)に関すること	制度に関すること
県内の各宅地建物取引業者(不動産業者)	災害時に居住していた各市町担当窓口
	※輪島市、珠洲市、穴水町、能登町の方は、入居を希望する物件(賃貸住宅)のある石川県内各市町でも対応します。 ※担当窓口の連絡先は裏面に記載
石川県宅地建物取引業者協会 電話：076-291-2255 全日本不動産協会 石川県本部 電話：076-280-6223 全県賃貸住宅経営者協会 石川県支部 電話：0120-27-1000 (携帯番号 388006)	※本制度は、不動産団体の会員でなくてもご利用できます。

入居者の要件 自己資金のみでは住宅の確保が困難であり、下記①～④のいずれかの要件に当てはまる方

① 住宅が全壊、全壊又は流失し、居住する住宅がない方 ② 半壊(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。)であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方 ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める方 ※詳細は各市町にお問い合わせください ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方(半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。)

手続きについて



○賃貸型応急住宅の条件 次の①～⑦のいずれにも該当する県内の住宅となります

① 不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること

② 家賃(月額)	2人以下の世帯	6万円以下	3～4人の世帯	8万円以下	5人以上の世帯	11万円以下
金沢市、野々市市 市外の物件	1人の世帯	6万円以下	2人の世帯	8万円以下	3～4人の世帯	10万円以下
金沢市、野々市市 市内の物件	1人の世帯	6万円以下	2人の世帯	8万円以下	3～4人の世帯	10万円以下
5人以上の世帯	12万円以下					

※入居期間中に、小学校入学年齢に達しない児童(以下、「未就学児」という)は、入居人数に含まない。ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人(小数点以下切り上げ)として換算する。※6人以上の世帯は、2つの物件に入居可能である。

③ 共益費(管理費)：借上げ住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠であること ④ 退去修繕負担金：家賃の2か月分以内 ⑤ 礼金：家賃の1か月分以内 ⑥ 仲介手数料：家賃の0.55か月分以内 ⑦ 入居時鍵交換費：実費

○市町等が負担する経費	○入居者が負担する経費	○入居期間
家賃、共益費(管理費)、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料、損害(火災)保険料、入居時鍵交換費 ※損害(火災)保険料は石川県が包括的に加入するため、石川県が負担します。	光熱水費、駐車場料金、自治会費 ※このほか、入居者の故意、過失による損壊に発生する修繕費等は入居者負担になります。	入居日から2年以内(災害時に賃貸住宅・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内) ※恒久的な住まいの確保後や断水等のライフラインの復旧後は、速やかに退去する必要があります。 ※応急修理制度を利用する場合の取扱いは、各市町の担当窓口にご確認ください。

石川県「仮設住宅」入居期間

原則2年なのに

借家・公営住宅からの入居世帯だけ「1年で退去」なぜ？

参考：石川県仮設住宅入居世帯数
 建設型仮設住宅：6,072世帯
 みなし仮設住宅：3,500世帯
 県内外公営住宅：900世帯

計10,472世帯
 北國新聞2024/12/05

○入居期間

入居日から2年以内(災害時に賃貸住宅・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内)

※恒久的な住まいの確保後や断水等のライフラインの復旧後は、速やかに退去する必要があります。
 ※応急修理制度を利用する場合の取扱いは、各市町の担当窓口にご確認ください。

みなし仮設に222世帯*入居 このうち109世帯が3月末に退去期限むかえる

*「一人ひとりの会」声明では「約470世帯」としている

借家・公営住宅からの入居期間が1年 なぜ？

「（入居期間1年とは）新しい借家を見つけるための期間。通常の自宅に住まわれた方は2年で、その半分という形。他の被災地でも同様」

（内閣府） 202/01/24北陸中日新聞

* 持ち家に住んでいた建設型仮設住宅入居者は入居期間2年（更なる延長も可）

「住宅を再建する被災者に比べ、早く住まいの確保ができるだろう」ということ

しかし、奥能登は被災した賃貸アパートも多く、**新たな入居先を見つけるのが困難**

石川県は「『どうしても次の入居先確保が困難という人もいる』として、対象となる被災者の意向を確認し、内閣府と協議してさらなる延長を目指す方針」 202/01/24北陸中日新聞

この運用に対する「一人ひとりの会」の提言

①被災前の居住形態が「所有」と「賃貸等」の違いで区別せず、等しく扱うようにすべき

- 憲法上の平等原則に違反する
- 仮設解消よりも生活再建支援に注力を

②インフラ被害による入居者には、インフラが復旧し居住可能になるまで入居期間を延長すべき

- 石川県は県が決めた「期間」を守るため退去を迫ることは人権侵害である
- 復旧状況・被災者の困窮状況を把握し、被災者を守れ

③石川県は一日も早く「令和5年奥能登地震*」の仮設住宅供与期間を1年延長することを決定し公表せよ

- 石川県は被災者に寄り添う姿勢を示すべき
- 令和5年地震被災者に対する手厚い対応は令和6年地震被災者の信頼の糧になり、復興の推進力となる

* 令和5年奥能登地震：昨年元旦の前年（2023年）5月5日に能登地方で発生した地震。最大震度6強。全壊40棟、大規模半壊21棟、半壊211棟、一部損壊2355棟など計3329棟の建物被害があり、仮設住宅が設置された。